

**「Red Hat Enterprise Linux サポート更新  
一式の調達」に係る**

**一般競争入札**

**入札説明書**

2009 年 5 月 22 日

独立行政法人 **情報処理推進機構**

## 目 次

. 入札説明書	1
. 売買契約書(案)	4
. 仕様書	10
. その他関連書類	11

# . 入札説明書

独立行政法人 情報処理推進機構

独立行政法人 情報処理推進機構(以下「機構」という。)の物件の調達に係る入札公告(2009年5月22日付け掲示公告)に基づく入札については、下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「Red Hat Enterprise Linux サポート更新 一式の調達」

(2) 調達物件の内容等

・仕様書記載のとおり。

(3) 入札方法

入札の受付は、IPAホームページ上より電子入札システムにて受付けることとする。詳しくは以下を参照のこと。

<https://www.ipa.go.jp/about/densinsei/e-ipa.html>

上記URLよりデジタル証明書取得及び電子入札が可能です。

電子入札の注意事項

電子入札のためのデジタル証明書取得には、2～3日を要します。入札に参加される場合は、お早めにデジタル証明書を取得してください。

入札金額は、物件一式の総価とする。なお、納入等に係る全ての費用を含むものとする。

落札者の決定に当たっては、入札金額に5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札画面に入力すること。

### 2. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。

(4) 登記簿謄本、営業経歴書及び財務諸表類を提出すること。

または、平成19・20・21年度競争参加資格(全省庁統一資格)における資格を有する者であること。

### 3. 入札期間等

(1) 入札期間

2009年5月22日14時00分から2009年6月5日14時00分まで

(2) 入札者は、入札後に入札金額の変更をすることができない。

(3) 開札日時

2009年6月5日14時15分

(4) 開札方法

電子入札システムにより開札する。

4. 入札保証金及び契約保証金  
全額免除

5. 支払いの条件  
納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受領した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

6. 契約者の役職及び氏名  
独立行政法人 情報処理推進機構理事長 西垣浩司

7. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

8. 入札の無効  
競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法  
機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10. 契約書作成の要否  
要

11. 契約条項  
売買契約書（案）による。

12. 入札参加資格書類の提出  
次の書類を持参、郵送又はメール添付による電子媒体にて、2009年6月5日(金)正午までに提出すること。（郵送の場合は必着のこと）

(1) 最新の納税証明書（その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税のない証明用）の原本又は写し。

ただし、当機構に提出した実績のある者であって、提出時点と現時点とで発行される納税証明書の内容に変更がない場合（提出されたものが最新の納税状況を証明するものである場合）はこの限りではない。

(2) 次の または のどちらか一方で可。

登記簿謄本（商業登記法第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等の謄本）、営業経歴書（会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況を含んだ書類）及び財務諸表類（直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）の原本又は写し

平成19・20・21年度競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し

ただし、については、当機構に提出した実績のある者であって、提出時点と現時点において内容に変更がない場合（提出されたものが最新のものである場合）はこの限りではない。

13. その他

(1) 入札情報の開示

「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」が

施行されており、機構もその対象となっています。また、入札・落札情報については、ホームページ上での開示を行います。

- (2) 入札行為に関する照会先、入札参加資格書類の提出先  
財務部管理グループ 担当：西村、藤田  
電話番号：03-5978-7502  
E-mail：chotatu0710@ipa.go.jp
- (3) 調達仕様書に関する照会先  
IT人材育成本部 情報処理技術者試験センター 担当：高波、野村  
電話番号：03-5978-7600  
E-mail：nyu-satsu@jitec.ipa.go.jp
- (4) 電子入札システムに関する照会先  
総務部システム管理グループ  
電話番号：03-5978-7519  
E-mail：sysg@ipa.go.jp
- (5) 郵送等による書類の送付先：  
〒113-6591 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16  
階  
独立行政法人 情報処理推進機構 （各担当部署あて）

以上

# ． 売 買 契 約 書 （ 案 ）

2009 情財第 号

## 売 買 契 約 書

独立行政法人 情報処理推進機構(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)は、次の各条項に従い売買契約(末尾付記の「特記事項」及び別紙添付の「個人情報取扱に関する特則」を含む。以下同様)を締結する。

### (適用)

第1条 この契約条項は「Red Hat Enterprise Linux サポート更新」一式(以下「物件」という。)の売買契約に適用するものとし、各当事者は信義に従って、この契約条項及び別紙2仕様書に基づき、これを履行しなければならない。

### (契約金額)

第2条 前条に係る契約金額は、金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)とする。ただし、物件の購入代金とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出した額である。

### (納入期限及び納入場所)

第3条 物件の納入期限は、平成21年7月15日とする。

2 前項の物件の納入場所は、独立行政法人 情報処理推進機構(東京都文京区本駒込2-28-8)とする。

### (契約保証金)

第4条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

### (契約事項移転の制限)

第5条 乙は、甲の承認を得ないで、この契約に定める事項を第三者に移転してはならない。

### (納入完了の通知)

第6条 乙は、物件の納入を終了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

### (納入完了の検査時期)

第7条 甲は、前条の通知を受けた日から1ヶ月以内にその納入物件の検査をしたうえで引き渡しを受けるものとする。

### (所有権移転の時期)

第8条 前条の引き渡しを終了した日をもって、所有権移転の時期とする。

### (瑕疵の補修)

第9条 甲は、検査のうえ物件の引き渡しを終了した後でも瑕疵があることを発見したときは、乙に対して相当の期日を定めてその瑕疵の補修をさせることができる。

2 前項によって、甲が瑕疵の補修をさせることができる期間は、第7条による物件の引き渡しを終了した日から1か年とする。

3 乙が、第1項による甲の定めた期日までに瑕疵の補修をしないときは、甲は乙の負担において第三者にこれをさせることができるものとする。

### (対価の支払時期)

第10条 甲は、第7条による物件の引き渡しを受けた後に乙から適法な支払請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに対価を支払うものとする。

(対価の支払についての遅延利息)

第11条 甲が前条の時期までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率によって、遅延利息を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで納入期日までに物件の納入を終了しないときは、甲は違約金を徴収することができる。

2 前項の違約金は延引日数1日につき当該遅延期間にかかる部分の金額の1,000分の1に相当する額とする。

(損害賠償)

第13条 甲が、この契約に従った履行を受けない場合は、第9条の瑕疵の補修、第12条の違約金の徴収又は第15条の契約の解除のほか、なお、損害賠償の請求をすることができる。

2 前項によって、甲が乙に対して損害賠償の請求をすることができる期間は、第6条に定める通知のあった日から1か年とする。

(契約の変更)

第14条 甲又は乙は、この契約の締結後、著しい経済情勢の変動、天災地変、公租公課の改定、その他の事情の変化により、この契約の条項によることが著しく不合理であると認められる場合には、契約の内容の変更を申し入れることができるものとする。

(契約の解除)

第15条 乙が、この契約に定める事項に違反したとき又は乙の過失怠慢によって期限内に義務を履行する見込がないと認められるときは、甲はいつでも契約を解除することができる。

(秘密保持及び個人情報)

第16条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 個人情報に関する取扱いについては、別紙1のとおりとする。

3 前各号の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(補 則)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項について疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## 特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。

1 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき

(1) 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

- ( 2 ) 独占禁止法第 5 0 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ( 3 ) 独占禁止法第 6 6 条第 4 項の審決が確定したとき
  - ( 4 ) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 3 項又は第 1 6 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 2 本契約に関し、乙の独占禁止法第 8 9 条第 1 項又は第 9 5 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
  - 3 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号）第 9 6 条の 3 又は第 1 9 8 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- ( 1 ) 独占禁止法第 4 9 条第 1 項の排除措置命令書
- ( 2 ) 独占禁止法第 5 0 条第 1 項の課徴金納付命令書
- ( 3 ) 独占禁止法第 6 6 条第 4 項の審決についての審決書
- ( 4 ) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 3 項又は第 1 6 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

- 第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額（その金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
  - 4 乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
  - 5 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

（暴力団関与の場合の契約の解除等）

- 第 4 条 甲は、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したときは、本契約を解除することができる。
- 2 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、且つ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額（その金額に 1 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第2項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 6 本条の規定は、本契約が終了した後も有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

2009年 月 日

甲 東京都文京区本駒込二丁目28番8号  
独立行政法人情報処理推進機構  
理事長 西垣 浩司

乙 住所  
会社名  
代表者役職名 氏名

## 個人情報の取扱いに関する特則

### (定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、請負業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、右「当該個人」を「情報主体」という。

### (責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。  
2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

### (個人情報の収集)

第3条 乙は、請負業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

### (開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。  
2 乙は、請負業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。  
3 乙は、請負業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

### (目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を請負業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

### (複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、請負業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

### (個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。  
2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。  
3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。  
4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。  
5 乙は、請負業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは請負業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は請負業務が終了(本契約解除の場合を含む)したときは、個人情報が含まれるすべての物件(これを複写、複製したものを含む。)を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を請負業務の終了後5年間保存しなければならない。

(再請負)

第10条 乙が甲の承諾を得て請負業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第11条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用(弁護士費用を含むがこれに限定されない)を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第13条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

## . 仕様書

別紙 2

## 仕 様 書

- 1 . 件名  
「Red Hat Enterprise Linux サポート更新 一式の調達」
- 2 . 契約形態  
売買契約とする。
- 3 . 調達物件の内容及び数量等  
  
製品名 Red Hat Enterprise Linux Standard (v5/ES v4)更新  
バージョン Free  
型 番 MCT0346RN  
数 量 27 本  
発売元 サイオステクノロジー株式会社
- 4 . 納入期限  
2009年7月15日までとする。
- 5 . 納入場所  
東京都文京区本駒込二丁目28番8号 文京グリーンコートセンターオフィス15階  
独立行政法人 情報処理推進機構  
IT人材育成本部情報処理技術者試験センター 企画グループ

## . その他関連書類

### 予算決算及び会計令【抜粋】

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。